

第 6 回安全計画シンポジウム「高齢者・障害者の火災時の安全を考える」

建築計画委員会 安全計画小委員会

標記シンポジウムが、建築計画委員会 安全計画小委員会の主催で、1994 年 9 月 10 日（木）13:00～17:00、建築会館 301 号会議室にて開催された。参加者数は 66 名であった。以下に概要を紹介する。

（1）趣旨説明 浜田信義（日建設計）

近年、公共建築物では、高齢者・障害者のバリアフリーに対する環境整備が普及し始めている。しかし、利用者の立場に立った細かな配慮は以前十分でなく、特に火災時の避難安全性についてはほとんど考慮されていないのが現状である。高齢化が急速に進む状況にある中で、今後は建築の設計において、高齢者・障害者などを含めたすべての人を対象として計画を行うことが求められている。

今回のシンポジウムでは、一般の建築物における高齢者・障害者の火災時の安全のありかたについて、それぞれの立場から問題提起をするとともに、意見を交換することを目的としている。

（2）高齢者・障害者に関わる内外の動き 古瀬敏（建設省建築研究所）

従来、高齢者・障害者は社会において特定少数として扱われてきたが、今後は彼らの存在を前提とした建物者計画を行う必要がある。

アメリカでは 1990 年 7 月にアメリカ障害者法（ADA）が成立し、高齢者・障害者の建物へのアクセシビリティがほごされるようになった。非常時の避難安全については、ADA のガイドラインで次のような規定が設けられている。

- ・階段室内に一時滞留できるスペースを設けること
- ・避難したことを伝えるコミュニケーションシステムを設けること

現在の我が国の建築基準法は、高齢者・障害者に対する配慮がなされておらず、基本的な考え方は 40 年前と変わっていない。今後、日本において高齢化が進むことを考えると、建築法令上、高齢者・障害者に対する基本的思想を考え直す時期に来ている。

（3）高齢者の立場からの課題 児玉桂子（東京都老人総合研究所）

火災による死亡者のうち高齢者の占める割合は非常に高く、アンケート結果によると、火災時の避難について多くの高齢者が不安に感じている。高齢者の運動能力の低下を考慮すると、現在とられている避難方法には問題がある。

現在、いくつかの地方自治体において福祉環境整備指針等が作成されているが、全国規模での基準の統一はなされていない。また、これらの指針では、建物へのアクセシビリティに

については整備が進められているが、火災時の避難については手付かずの状態にある。

高齢者が住宅や公共建築物を利用する場合、安全な避難を確保するための前提として、①身体機能の低下への配慮、②プライバシーへの配慮を検討する必要がある。

(4) 障害者の立場からの問題提起 木下洋二 (町田ヒューマンネットワーク)

これまでは、障害者の間で建物の火災時の安全について議論することは、タブーとされてきた。従来の福祉に関する町づくり運動は、「障害者設備の有無および数」が議論の中心であったが、今後は「利用しやすさ」など、設置される環境の質を問う時代となる。

現在利用されている施設では、一般の利用者の建物設備と障害者のための設備が全く別の位置に設置されている例が多く、火災などの非常時に障害者が取り残される危険性がある。このような問題を解決するためには、一般の利用者と同じ経路を利用して避難する必要がある。例えば、共同住宅などの一般の生活の場においては、「障害者」「近隣の人々」「消防」の三者の連携により、非常時の援助体制を整えることなどが考えられる。

(5) 行政担当の立場から 北沢猛 (横浜市建築局)

横浜市では現在、①福祉の都市環境づくりマニュアル、②横浜市建築基準条例、③高齢者専用防火対象物の指導指針の 3 つの柱で高齢者および障害者のための施設規制を行っている。①の協議件数は平成 3 年度では 825 件であったが、これらの施設の整備達成率は全体で焼く 70%であり、官庁施設でも 75%にとどまっている。

環境整備の方法としては、①建築基準条例で規定する、②福祉の都市環境づくり条例で規定する、の 2 通りがあり、横浜市では前者の方法で規定を行っている。建築基準条例は、建築基準法の規定に縛られるため、条例で補うことのできる内容は制約される。

今後の課題として、既存施設に対するバリアフリーの整備がある。また、自治体で個別に環境整備を進めるには限界があり、今後は法的な制度の統一が必要となる。

(6) 建築計画の立場から 室崎益輝 (神戸大学)

障害者・高齢者の避難安全を考える場合、建築計画がどこまで責めを負うべきかについては議論の余地がある。過去の災害事例から見た課題は、①日常利用と非常対応の矛盾、②健常者と非健常者の矛盾にある。避難上の安全確保については、管理運営と建築計画とが連携をとることで解決できる点が多いと考えられる。

近年、建築物の高層化や深層かが進行しつつあるが、空間の危険性と各個人の能力のバランスからアクセス問題を考え、防災計画上の住み分けを行う必要がある。

今後の課題として、①ELV を利用して避難させる、②フロア内に安全な場所を確保し一時滞留させるなど、高齢者・障害者の避難に対する建築計画的な考え方を明確にする必要がある。

(7) 質疑応答および討論

講演後、日建設計の浜田氏の司会により、約1時間20分討論が行われた。討論では、①高齢者・障害者に対応した法規の必要性、②高齢者・障害者と健常者の防災計画上の住み分けの是非、③ELVを利用した非常時の避難、④消防避難設備の有効性、⑤地方自治体での条例による規制に伴う問題、⑥「災害弱者」という表現の妥当性等のテーマで、参加者がそれぞれの立場から意見を交換した。

最終的には、建築的な対策を施すことだけでなく、利用者の意識を変えることが重要であること、また、建築関係者だけでなく、施設管理者・利用者などの関係者善人が努力してはじめて高齢者・障害者の火災時の安全性を確保できることなどが指摘された。

掛川秀史／清水建設技術研究所